

## 国保運営方針で目標設定した項目の取組内容(回答とりまとめ要約)

項目	運営方針に記載された市町村の取組	【令和4年度の市町村の取組内容】 ◎多くの市町村が実施している取組 ★一部の市町村が実施している取組で参考となるもの	【取組に対応する予算事業・事業概要】	
保険税関係	市町村の収納対策においては、次の4つの項目に重点的に取り組みます。  (1)納期内納付の促進:口座振替納付の促進(原則化の推進等)、納付方法の拡充、納期内納付の広報  (2)現年度分の早期処理による確実な徴収:文書・電話等による催告の強化、預金等の債権を中心とした差押え  (3)滞納緩越分に対する滞納処分の強化:預金等の債権を含む徹底した財産調査と早期の滞納処分の実施  (4)徴収できない事業の確実な停止処理:納税緩和措置(滞納処分の執行停止)の適正な実施	(1)納期内納付の促進 ◎スマートフォンアプリ収納(ペイペイ、LINEPay、PayPayなど) ◎コンビニ収納 ◎納税通知書発送時に口座振替依頼書・チラシの同封 ◎広報誌、ホームページでの口座振替・納期内納付の周知 ◎国保加入時における口座振替の勧奨 ◎口座振替登録の簡易化 ★納期限をお知らせする納期カレンダーを作成し、周知 ★多言語(11言語)対応QRコードの活用  (2)現年度分の早期処理による確実な徴収 ◎文書一斉催告の実施 ◎休日・夜間納税相談窓口の設置 ◎コールセンター・自動音声電話催告システムによる電話催告 ◎コンビニ用納付書を同封しての文書催告 ◎早期の財産調査・滞納処分 ★現年度課税分の優先徴収 ★窓口相談での賦課部門との連携 ★現年の分納を認めない ★現年チームを結成して、滞納整理を行う (3)滞納緩越分に対する滞納処分の強化 ◎財産調査、差押、換価等の目標設定、滞納処分の徹底 ◎給与・預金等の債権を中心とした差押 ◎預金調査の電子化 ◎短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付 ★新規滞納緩越の一斉処理 ★収納管理等業務委託(調査)  (4)徴収できない事業の確実な停止処理 ◎要件を満たすものは速やかに執行停止を実施 ◎賦課担当課・住基担当課と連携し、所在不明者の調査を実施 ★強化月間を設ける ★福祉部門との連携強化(生活困窮者等の情報把握と早期円滑な滞納整理) ★一部処分停止の推進 ★即時消滅・欠損の適切な運用	・スマートフォンアプリ収納導入経費等 ・コンビニ収納代行委託料 ・口座振替依頼書、チラシ等の印刷費 ・口座振替手数料 ・口座振替キャンペーン商品費用 ・ペイジーロ座振替受付サービス導入経費、運用経費  ・催告書作成、発送費 ・コールセンター運営業務委託料 ・自動音声電話催告システム利用料 ・徴収嘱託員の報酬、賃金  ・預金調査電子化経費 ・会計年度任用職員等の賃金 ・催告書等印刷・郵便料	
保険給付関係	レセプト点検の充実強化(P20)  ・レセプト点検員の研修への参加 ・医療と介護の突合 ・国保連合会作成リスト(点検項目)の活用	市町村はレセプト点検を適正に実施していくため、国保連合会の一次点検の内容も踏まえ、より効果的な点検体制の整備を目指すとともに、引き続き点検の充実強化に努めることとします。  ★人工知能を活用した効率的かつ正確なレセプト点検 ★国保連合会作成リストの活用 ★点検員で情報共有	・レセプト点検業務委託料 ・レセプト点検員の報酬、賃金	
第三者行為求償等の取組(P22.23)	療養費の支給の適正化(P21)  ・マニュアルの活用	市町村は療養費支給の適正化に努めることとします。  ★マニュアル作成・活用 ★窓口受付時にチェックリストで確認	・柔道整復療養費支給申請書点検業務委託料 ・パンフレット等印刷費 ・患者調査費、柔道整復療養費通知	
医療費適正化関係	第三者行為求償等の取組(P22.23)  データヘルスの推進(P24)	市町村は、届出のない第三者求償案件の発見に資する取組を進めます。  ・レセプト点検等による第三者行為の発見 ・被害届の提出励行 ・被保険者への照会、調査等 ・国保連作成のリストの活用 ・国で設置した第三者行為求償アドバイザーの活用  市町村は、届出のない第三者求償案件の発見に資する取組を進めます。  ・レセプト点検等による第三者行為の発見 ・被害届の提出励行 ・被保険者への照会、調査等 ・国保連作成のリストの活用 ・国で設置した第三者行為求償アドバイザーの活用  市町村は、保健事業に取り組む際には、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルによる効果的・効率的な事業実施を行います。 ・保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携や、関係部署(衛生部門・介護部門)との連携を図り、効果的・効率的な事業実施に努めます。	◎広報誌、ホームページ、パンフレット等により、被害届の届出義務の周知・広報を実施する ◎レセプト点検、国保連リストの活用により第三者行為による傷病が疑われる者に照会し、該当すれば被害届の提出を勧奨する ◎第三者求償事務研修会への参加 ◎国の第三者行為求償アドバイザーの活用 ★療養費・高額療養費支給申請受付時ににおいて第三者行為が疑われるものに対して、申請者への確認を行っている ★地域包括支援センターから第三者行為の情報提供を受けられるようにしている ★消防署との連携により提供された交通事故搬送者一覧から第三者行為が疑われるものを抽出する  ◎データヘルス計画に基づき保健事業を実施する。毎年度事業評価を行い、翌年度の事業実施に反映させる ★保険者間(後期高齢者医療)、関係部署(衛生部門・介護部門)と連携し、事業を実施	・第三者行為損害賠償求償事務手数料(国保連への手数料)
			・特定健康診査実施事業費 ・特定保健指導実施事業費 ・糖尿病性腎症重症化予防事業費 ・特定健康診査啓発・勧奨事業費 ・がん検診実施事業費 ・ジェネリック医薬品使用促進費 ・生活習慣病予防対策事業費 ・人間ドック助成事業費	

## 国保運営方針で目標設定した項目の取組内容(回答とりまとめ要約)

項目	運営方針に記載された市町村の取組	【令和4年度の市町村の取組内容】 ◎多くの市町村が実施している取組 ★一部の市町村が実施している取組で参考となるもの	【取組に対応する予算事業・事業概要】
特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上(P25.26)  医療費適正化関係	市町村は、自団体の受診状況を分析し、重点的に働き掛ける対象を明確化した上で、効果的・効率的な取組に努める。  ・受診勧奨・利用勧奨の強化 ・受診環境の整備 ・周知広報の強化 ・関係機関との連携 ・療養情報の提供を受ける取組の実施 ・ヘルスケアポイント制度の実施	(1)特定健康診査受診率向上の取組  (受診勧奨の強化) ◎未受診者に対するハガキ、電話による受診勧奨 ◎タイプ別の受診勧奨(受診歴、年齢、性別、地区別) ◎人工知能を用いた受診勧奨 ★申込方法にweb予約を導入  (受診環境の整備) ◎健診の土日・夜間実施 ◎がん検診など他の検診との同時実施 ◎自己負担金の無料化 ◎健診実施日の増加・実施期間の延長・実施機関の拡充 ★レディースデー ★問診表と一体型の受診券 ★一部会場で託児サービスの実施  (周知広報の強化) ◎公共施設、医療機関その他各所へのポスター掲示 ◎広報誌やホームページによる周知 ◎チラシ配布、のぼり旗、懸垂幕、公用車マグネット、職員によるボロシャツ着用、デジタルサイネージ、災害用自動販売機、FMラジオ、CATVなど  (その他) ◎診療情報提供事業への参加 ◎ヘルスケアポイントや景品などのインセンティブ供与 ◎農協、商工会などを通じて、他事業者の健診結果の提供を依頼  (2)特定保健指導実施率向上の取組  (利用勧奨の強化) ◎未利用者に対する勧奨通知の送付、電話勧奨 ◎保健師等の専門職による電話又は訪問勧奨 ★全員に利用券を発送 ★結果通知をグラフ化し、本人が健康状態の把握しやすくなる  (利用環境の整備) ◎休日夜間の実施 ◎特定健診結果説明会で該当者へ初回面接の実施 ◎ZOOM等リモート環境による面談の実施 ◎特定健診当日に、対象見込者への初回面接の実施 ★区域外での特定保健指導への参加が可能 ★集団指導・個別指導の両方を実施  (周知広報の強化) ◎広報誌やホームページを活用し、特定保健指導の制度周知、健康維持の啓発を実施 ★公共施設、医療機関へのポスター掲示	・特定健康診査啓発・勧奨事業費(啓発ポスター・チラシ印刷費、啓発物作成費、景品購入費、勧奨ハガキ作成・発送費、受診勧奨業務委託料、共同広報事業負担金など) ・特定健康診査実施事業費(特定健診実施委託料、受診券作成・発送費など) ・診療情報提供事業費(医師会への委託料など)
ジェネリック医薬品の使用促進(P27)	市町村は、ジェネリック医薬品の使用促進に取り組みます。 ・ジェネリック医薬品希望カード・シールの配布を引き続き実施 ・利用者や関係機関への周知広報、働きかけ	◎希望カード・シールの配布 ◎利用差額通知 ◎広報誌、パンフレット等による周知広報 ★医師会・薬剤師会・医療機関等への働きかけ、ポスター掲示等	・希望カード・シール印刷、差額通知作成料、発送費 ・コールセンター利用料
糖尿病の重症化予防(糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施)(P28.29)	市町村は、糖尿病性腎症重症化予防対策事業により、健康長寿の延伸と医療費適正化を目指します。 ・国保連との共同事業方式による事業実施 ・独自事業実施市町村は、国プログラムの条件を充足した内容で事業実施 ・保険者間(被用者保険・後期高齢者医療)の連携 ・事業効果の分析 ・効果を上げている市町村の取組の情報共有	◎国保連合会との共同事業方式による事業の実施	・糖尿病性腎症重症化予防事業費(国保連への委託料、勧奨通知発送費など)
健康長寿埼玉プロジェクト等の推進(P30)	市町村は、健康長寿埼玉プロジェクトをはじめとする健康づくり事業により、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目指します。 ・埼玉県コバトン健康マイページの推進 ・健康長寿サポーターの育成や健康経営に取り組む事業所の増加	◎コバトン健康マイページへの参加 ◎健康長寿埼玉モデルの実施	・コバトン健康マイページ負担金
その他(適正受診・適正服薬を促す取組)(P31)	市町村は、重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者への適正受診・適正服薬を促すため、対象者への通知や訪問・指導に取り組みます。	◎重複・頻回受診者、重複投薬者に対して、適正受診を促す通知を送付 ◎重複・頻回受診者、重複投薬者に対して、電話又は訪問による指導を実施 ★アンケート調査を実施 ★医療機関へ広報活動を実施	・通知発送費 ・保健師等の報酬、賃金 ・訪問業務委託料
その他(医療費通知)(P31)	市町村は、引き続き医療費通知を実施します。	◎医療費通知を実施(年6回)	・医療費通知発送費